

直観と倫理

関西倫理学会二〇二一年度のシンポジウムは、「直観と倫理」というテーマの下に行われた。およそ倫理学に関わっている者で、これまで「直観」という単語を使用したことのない研究者はいないといっても過言ではない。この概念を自らの理論の中心にすえる場合もあれば、逆にそれに依拠した理論を批判する場合もあるだろう。しかし、奇妙なことに、こと倫理学において問題になるであろう「道徳的直観」なるものについて、論者間で概念的な理解の一致がみられることはあまりない。もちろん、それはある意味ではあたりまえのことであるのかもしれないが、メタ倫理学、認識論あるいは道徳心理学、さらには規範倫理学上の議論に関係する重要な概念である直観概念の理解の不一致が、多くの混乱をもたらしていることもまた事実である。しかも、西洋倫理学にかぎってでさえ、イギリス、ドイツ、フランスの哲学的伝統は、それぞれ独自の直観概念を発展させてきたといつてよく、たとえば現象学者と道徳感覚学派の研究

者が道徳的直観をめぐる議論をする機会は、二〇世紀初頭ならともかく、現在においてはほとんど望むべくもないのが現状であろう。たとえば、シェーラーは自らの道徳的直観の理論を展開した著作において、ムーアの直観主義にわずかに言及しているものの、現在、両者の直観概念を比較しようなどと試みる者はまず存在しないだろう。

しかしながら、近年の道徳心理学、とりわけ統計的実験や脳神経科学的方法に基づくその隆盛において、道徳的直観の位置づけが取りざたされることが多くなってきたとおり、そこで（やや安易に）使用される直観概念に関して、この概念に関してなにがしらの伝統をもっていると思われる倫理学がなにごとかを発言することが求められるようになってきている。さらに、いわゆる応用倫理学においては、特定の理論に基づく問題解決法の提案が「直観に反する」と（これもやや安易に）言われたりもする。哲学の初学者にまず教えるべきことのひとつに「直観」と「直

感」の差異があるという話を聞いたことがあるが、それにしても、倫理学におけるこの直観概念のこの曖昧さ、さらには（たとえば数学におけるそれと比しても）多様な「直観主義」の存在は、現実問題としても見過ごすことができないのが現状であるように思われる。これらの事柄は、倫理学が今後直観概念を使い続けざるをえないとするならば、そのもつ根本的な問題、たとえば道徳的直観と他の種の直観の差異や、直観と論証、あるいは原理、原則との関係などが議論されるべきであろう。

そこで本シンポジウムにおいては、以上のような大問題を一挙に解決することは無理だとしても、問題点の所在を明らかにし、論点を整理して次なる議論へとつなげるという、ややおとなしめの課題を設定した。提題者としては、委員会での議論を踏まえ、まず道徳的直観主義に関して長い歴史をもつイギリスにおける直観概念の変遷についてを、イギリス倫理思想史に造詣の深い拓植尚則会員に、また、ドイツにおける直観主義的な倫理学の代表であろう現象学については、日本における代表的な現象学研究者であり、現象学的なケア理論の構築も試みておられる浜渦辰二会員に、さらに現代の英語圏における分析的倫理学の立場について、カント倫理学研究から出発しつつも最近ではセラーズの独特な直観理論の研究に取り組んでおられる三谷尚澄会員に、ご発表をお願いした。以下に掲載するのは、三会員から寄せられた当日の報告に基づく論文と、当日会場で行われた討論の要録である。

それぞれ力のこもった報告とそれに続く討論は、予想どおり多岐にわたる問題点を剔抉するものとなった。ここで明らかとなった問題群は、あらゆる倫理学的議論に関わるものであると思われるので、今後の本学会における議論においてさらに展開させられることが期待される。

（水谷雅彦）